

群馬県立精神医療センターだより

No.1 平成25年4月1日発行

新年度を迎えて

院長 武井 満

ひとしお寒かった今年の冬もようやく過ぎ、桜の花の季節になりました。

本年度より、当精神医療センターの現在を皆様に知っていただくために、「センターだより」を発行することになりました。現在、わが国は、超少子高齢社会にあって、精神科医療を取り巻く課題は山積していると認識しています。これまで、精神科の病院はどちらかという日陰の存在であり、それを可とする面もありました。

しかし、このような時代の変化を考えたとき、少しでも多くの方々に病院の現状をご理解いただくとともに、私たちスタッフがお役に立てる機会を増やしていく必要があると考えています。

精神科医療の難しさの一つは、自由の制約・強制権が働く場合が少なくないことが挙げられます。それだけに精神科では、客観性、透明性、責任体制のあり方などが常に問題となります。当センターは県内唯一の公立精神科病院として、これらの基本的課題をしっかりと踏まえ、求められる医療サービスの提供を行っていきたいと考えています。

今後とも、どうぞ宜しくお願いいたします。

平成25年4月



当センターは、群馬県の精神科基幹病院として、安全安心な治療環境のもと、多職種が連携して、入院治療から退院、地域移行支援・地域ケアまで一貫した医療サービスを提供しています



基本理念

1. 患者・家族そして全ての県民のために
2. 良き精神科医療は良き社会をつくる
3. こころの時代を支える精神科医療

運営方針

1. 人間の尊厳を尊重し人権に配慮した医療
2. 都道府県立精神科病院の設置義務に基づいた政策医療
3. 客観性と透明性と説明責任を重視した医療
4. 適切な医療技術による良質で安全な医療の提供
5. 社会復帰と社会参加を目指した医療
6. 多職種チームによる医療の徹底
7. 障害者にやさしい地域ネットワークづくり



医療観察法病棟のご紹介



◆医療観察法病棟は、重大な他害行為（殺人、放火等）を犯し、精神障害のために心神喪失等（責任能力を問えない状態）と判断された人が、裁判所の審判により入院し、多職種による濃密なチーム医療のもと、病状の改善と社会復帰を目指す病棟です。

◆平成17年の医療観察法施行後、当センターは、鑑定入院医療機関、指定通院医療機関となりました。入院については、平成21年6月から既存病床6床により、開始しました（指定入院医療機関）。その後、平成24年3月に入院需要の増加と本格的司法精神医療確保のため、新病棟（S病棟）を整備しました。

◆新病棟は、安全安心の確保のため高いセキュリティ対策を講ずるほか、1年半以上の長期にわたる入院生活を踏まえ、アメニティなど居住の快適性にも配慮しています。

◆法施行後、平成25年3月までに当センターには25人が入院し、10人が退院しています。現在15人が入院しており、医師、看護師をはじめ、臨床心理技術者、作業療法士、精神保健福祉士、薬剤師などの多職種チームで治療に取り組み、社会復帰を目指しています。

*医療観察法では、入院中から保護観察所（社会復帰調整官）をはじめ、地域福祉機関のスタッフとともに、退院に向けた調整を行います。裁判所の退院許可決定を得て、退院となった場合は、指定通院機関での通院医療をうけることになっています。

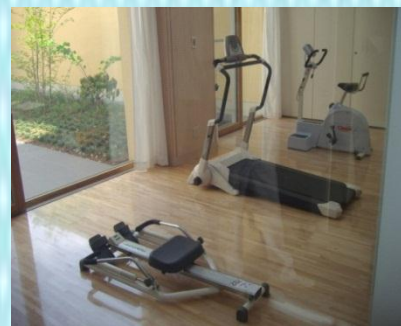
*平成24年12月末現在、全国で、医療観察法病棟は28施設、707床が整備されています。



新病棟全景



作業療法室



トレーニング室

◆◆病院行事◆◆

医療観察法地域連絡会議 が開かれました

平成24年11月15日（木）

医療観察法病棟の運営について、毎年、地元関係者の皆様に報告・懇談の機会を設けています。

区長さん・民生委員さんなど約30人の方にご出席をいただき、運営状況の説明・懇談を行い、最後に病棟の見学をしていただきました。



地域医療連携室

地域医療連携室は、当センターの受診相談（外来初診、入院希望）の窓口で医療福祉課内に置かれています。赤田卓志朗副院長を室長に、精神保健福祉士、社会福祉士が業務に従事しています。

受診を希望するご本人やご家族のほか、他の精神科病院・診療所、保健所・福祉事務所・児童相談所・発達障害者支援センターなどの関係行政機関、福祉施設等からの相談や紹介に対応しています。平成24年度の相談件数は972件で、内容別には、外来相談が612件（63%）、入院相談が356件（36%）、その他4件です。また、相談主体では、ご本人・ご家族が668件（69%）、医療機関が170件（18%）、行政機関が44件（4%）、福祉施設が43件（4%）、その他が47件（5%）です。

また、患者様の退院に際しては、安心して地域生活が送れるよう、医療面・福祉面から関係機関との連携支援・調整を行っていますが、これも地域医療連携室の業務となっています。

ご相談・ご紹介には、スタッフ一同、精一杯対応させていただきます。今後とも宜しくお願いいたします。

お知らせ

◆◆施設開放◆◆

当センターでは、患者様の治療に支障を生じない範囲で、テニスコートなどの一部施設を地域の方に開放（無料）しています。

ご希望の方は、当センター事務局総務課（本館2階）にお問い合わせください。

	テニスコート	ゲートボール場	体育館
設備数	1面	1面	1棟
貸出対象	個人・団体	個人・団体	団体
開放時間	8時30分～日没	8時30分～日没	8時30分～19時
1回の利用時間	2時間	半日単位	半日単位



テニスコート



ゲートボール場



体育館

診察予約について

- 初診の方は予約制になっています。事前にお電話での予約をお願いします。
 - ・受付窓口 地域医療連携室（医療福祉課） 電話0270-62-3311（代）
 - ・受付時間 月～金（土日祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15
- 受診の際にスムーズな治療が行えるように次のことをお尋ねします。
 - ・相談者について
お名前、対象者との関係、連絡先（電話番号）
 - ・対象者（患者様）について
お名前、性別、生年月日、住所、精神科受診歴、現在の症状、身体合併症の有無
 - ・入院希望の場合
保護者の有無、患者様本人及び保護者の意向など
- 他の医療機関を受診中の方は紹介状をお持ちください。

■外来診療 月～金（土日祝日年末・年始を除く） 受付8:30～11:00

外 来 担 当 医 （平成25年4月1日現在）

	再 来	初 診
月	須藤・両角	大館(実)・佐久間・赤田・武井・芦名
火	武井・赤田・相原	佐久間・大森・木村・大館(太)・三田
水	大森・神谷・藤原・佐久間	両角・武井・芦名・大館(太)・赤田
木	大森・大館(太)・木村・大館(実)・今井	藤原・三田・須藤・両角・神谷
金	赤田・芦名・三田	木村・神谷・大館(実)・大森・須藤



群馬県立精神医療センター

〒379-2221 伊勢崎市国定町2丁目2374
 TEL 0270-62-3311
 FAX 0270-62-0088
 URL <http://www.gunma-seishin.jp>

- JR国定駅から徒歩10分
- 上武国道（国道17号）三和町交差点から車で5分
- 北関東自動車道伊勢崎ICから車で5分